

一般財団法人日本建築総合試験所 任意判定業務規程

第1条 この任意判定業務規程（以下「任意規程」という。）は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「財団」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に基づく構造計算適合性判定を必要としない建築物について、構造計算適合性判定に準じた審査を行い、構造計算（法第20条第1項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算に限る。）が同条第1項第二号イに規定する方法若しくはプログラム又は同条第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を行う業務の実施について、必要な事項を定めるものである。

第2条 判定は、新たに建築される建築物又は建築物の部分で、建築主事又は指定確認検査機関（以下、「建築主事等」という。）が、法第18条の3第1項に基づく確認審査等に関する指針に定める確認審査に関する指針に基づく審査を行ったものについて行うものとする。

第3条 判定業務は、任意規程に定める条項に反しない限り、財団が国土交通大臣から認可を受けた最新の構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）に準じて行うこととする。

2 判定業務の契約は、任意判定業務約款に基づく契約によるものとする。

3 判定に用いる様式については、法に基づく構造計算適合性判定との区別を明示した上で、業務規程の様式を使用することができるものとする。

第4条 判定の手数料は、構造計算適合性判定業務手数料規程に定める判定手数料に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

第5条 本規程の各条項の解釈について疑義が生じた事項又は本規程に定めのない事項がある場合は、建築主事等と協議の上、財団が別に定める。

（附則）

この任意規程は、平成21年10月26日から施行する。

この任意規程は、平成24年4月1日から施行する。

この任意規程は、平成27年6月1日から施行する。